国民年金

20歳になったら加入をお忘れなく

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30歳未満）などの保険料免除制度があります。

老後だけじゃない！ 国民年金（基礎年金）3つのメリット

①老後を支えます（老齢基礎年金）

②病気やけがで障がいの状態になったときに支えます（障害基礎年金）

③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支えます（遺族基礎年金）

20歳のお届けが必要です

20歳の誕生月（誕生日が月の初日の人は誕生月の前月）に、日本年金機構から国民年金加入手続きの書類が郵送で届きます。その書類を同封されている返信用の封筒で送るか、市役所保険年金課の窓口へ提出してください。免除制度を利用したい人も申請が必要です。

また、平成24年度分の学生納付特例は平成25年4月を過ぎると申請できなくなります。手続きがまだの人は至急申請してください。

問合 保険年金課国民年金係（市役所1階5番窓口）

源泉徴収票が送付されます。

国民年金や厚生年金保険などのうち、老齢を支給事由とする年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金・老齢年金・通算老齢年金など）を受けているすべての人に、「平成24年分公的年金等の源泉徴収票」が1月末までに日本年金機構本部から送付されます。

この「源泉徴収票」には、平成24年中に受けた年金額、源泉徴収された所得税額、特別徴収された介護保険料額などが記載されていますので、所得税の確定申告をする際に添付してください。

紛失や未着、または、2枚以上必要な場合は、堺西年金事務所で再交付の申請をしてください。その際、年金証書・印鑑・身分証明できるもの（免許証や保険証など）をご持参ください。

なお、障害年金や遺族年金などは課税対象となっていないため、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。

問合 ▽日本年金機構堺西年金事務所（☎072・243・7900）▽ねんきんダイヤル（☎0570・05・1165）

■ 公的年金制度の仕組み（数字は平成23年度末）

日本の公的年金制度は、図のように2階建て構造になっています。

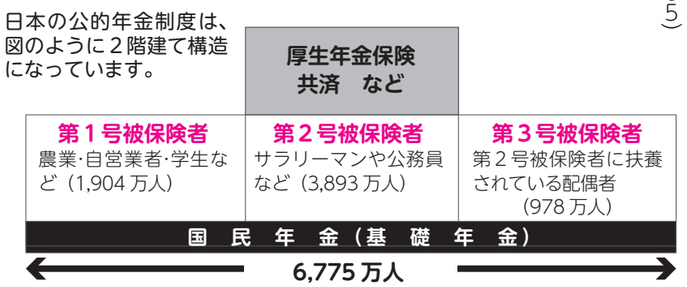

可燃ごみ有料化の収支をお知らせします。

【歳入】指定ごみ袋の売り上げ額

45リットル袋（143万7,000枚）	6,466万5,000円
30リットル袋（122万3,500枚）	3,670万5,000円
15リットル袋（71万500枚）	1,065万7,500円
合 計	1億1,202万7,500円

【歳出】指定ごみ袋作製などの経費

指定袋製造工場視察	9,000円
消耗品（指定袋作製経費）	1,937万1,800円
消耗品（事務用消耗品）	1万9,050円
減量・分別チラシ作製経費	5万8,800円
指定袋管理搬送委託料	375万4,800円
手数料徴収集事務委託料	784万1,925円
合 計	3,105万5,375円

■ 地域環境基金積立金

歳入－歳出	8,097万2,125円
運用利子等	2,500円
合 計	8,097万4,625円

■ 地域環境基金繰入金

6,396万1,951円

【地域環境基金活用事業】指定ごみ袋の収益を積み立てた地域環境基金を活用した事業の経費

事業名	事業費	地域環境基金
有価物集団回収助成事業	2,332万6,900円	732万6,900円
ごみ減量機器購入助成金事業	178万6,000円	78万6,000円
不法投棄防止啓発事業	154万8,600円	154万8,600円
資源循環型システムモデル事業	36万3,778円	36万3,778円
給食調理業務紙減量化事業	64万3,500円	64万3,500円
太陽光発電式照明灯整備事業	1,500万4,500円	1,500万4,500円
太陽光発電設備整備事業（※）	1億6,000万円	1,260万円
環境教育図書等拡充事業	145万1,048円	145万1,048円
園庭芝生化推進事業	51万9,094円	51万9,094円
落葉堆肥化推進事業	21万4,720円	21万4,720円
環境教育推進事業	70万4,400円	70万4,400円
緑のカーテン推進事業	20万5,764円	20万5,764円
高効率エネルギーシステム設置助成事業	158万4,800円	158万4,800円
雨水タンク購入助成事業	14万7,000円	14万7,000円
住宅用太陽光発電システム設置補助金事業	869万7,000円	869万7,000円
ＬＥＤ照明整備事業	149万1,000円	149万1,000円
環境モデル都市推進計画策定事業	808万9,655円	423万6,155円
ＬＥＤ防犯灯普及促進事業	2,399万9,850円	368万7,050円
地下水活用事業	109万2,000円	109万2,000円
剪定枝活用事業	70万7,175円	70万7,175円
エコクッキング事業	29万1,000円	29万1,000円
レジ袋削減推進事業	66万467円	66万467円
合 計	2億5,252万8,251円	6,396万1,951円

※については、平成23年度中に事業が終了しなかったため平成24年度に繰り越し

泉大津市文化フォーラム カルチャー・スコール 第66、67回

◎世界の遺跡を掘る ◎相次ぐ、通説を覆す大発見

1月のテーマは「世界の遺跡を掘る～日本人パイオニアの挑戦」。海外遺跡の発掘調査で高く評価されている日本人考古学学者が、夢を追うことの大切さ、通説を覆す大発見となった発掘成果を語ります。問合 秘書広報課（市役所4階）

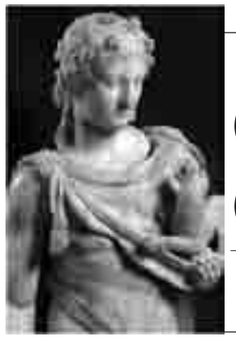

写真／ソンマ・ヴェスヴィアーナ遺跡から出土したディオニュソス像（修復後）

会場はいずれもテクスピア大阪。時間はいずれも午後2時～3時30分。入場無料。午後1時から整理券を配ります。南海電鉄後援。

●1月20日㈰「ポンペイとソンマ・ヴェスヴィアーナ」青柳正規氏（国立西洋美術館長）

1944年中国・大連生まれ。東京大学文学部卒。ローマ大学に留学し、古代ローマ美術史・考古学を学びました。東京大学文学部長、副学長を経て現在、日本学士院会員、東京大学名誉教授、独立行政法人国立美術館理事長。古代ギリシア・ローマ美術史研究の第一人者として30年以上にわたり、ポンペイ、シチリアをはじめ、地中海各地で古代ローマ時代の都市遺跡を発掘調査し、高い評価を受けました。2002年からは、ポンペイと山をはさんで反対側、ソンマ・ヴェスヴィアーナで別荘の発掘を指導。紫綬褒章、NHK放送文化賞。

「エウローパの舟の家」（地中海学会賞）、『古代都市ローマ』（マルコ・ポーロ賞、浜田青陵賞）、『皇帝たちの都ローマ』（毎日出版文化賞）など著書多数。

●1月27日㈰「祇園精舎アンコール・ワット、その歴史と美術」石澤良昭氏（前上智大学長）

1937年北海道帯広市生まれ。上智大学外国語学部卒。学生時代からアンコールワット遺跡を研究し、専門は東南アジア史、石板などに刻まれている碑刻文の解読研究。鹿児島大学教授などを経て上智大学教授、2005年から6年間、第13代大学長。2001年、遺跡地下から274体の仏像を発見し、国際的な話題になりました。現在、上智大学アンコール遺跡国際調査団長を務める一方、1991年から「カンボジア人による、カンボジア人のための、文化遺産の保存・修復」を掲げ、現地にアジア人材養成研究センターを設立し、遺跡を守るカンボジア人専門家を養成しています。

『東南アジア古代国家の成立と展開』、『アンコール・王たちの物語』、『東南アジア多文明の発見』など著書多数。

ファミリー・サポート・センター会員募集

ファミリー・サポート・センターは、地域の子育てを支援する登録制の組織です。保育所、学校などの開始前や終了後に子どもを預かってほしい、子育てを離れてスポーツや買い物などでリフレッシュしたい、子育てに忙しいあなたのニーズに応えます。

登録を希望する人は右下表の講習会を受講してください。

会員の種類

○依頼会員（子育ての援助を受けたい人）

原則として、市内在住で生後3か月から小学校6年生までのお子さんを持つ人で、センターが実施する講習会（2時間程度）を修了した人。

○提供会員（子育ての援助を行いたい人）

市内および市に隣接する市・町に在住し、自宅で子どもを預かることのできる心身ともに健康な65歳ぐらいまでの人で、センターが実施する講習会（8時間30分程度）を修了した人。なお資格・性別は問いません。

○両方会員（依頼会員と提供会員を兼ねる人）

利用料金 1時間700円（原則午前7時～午後9時）

援助活動終了後、依頼会員が提供会員に直接支払います。

講習会の詳細

受講料 無料

場所 総合福祉センター（東雲町9-15 市役所北隣）

申込 1月23日㈬（土・日曜日、祝日を除く）までに、いずみおおつファミリー・サポート・センター（総合福祉センター内）へ（電話申し込み可）

なお、「提供会員」および「両方会員」の講習については、受講者が10人未満の場合は中止とさせていただきます。

問合 いずみおおつファミリー・サポート・センター（☎22・4152(よいこに) 開所時間…月～金曜日、午前9時～午後5時）

■ 講習会日程表

日程（曜日）	会員名	内 容
1月27日㈰ 午前9時30分～11時30分	依頼会員 提供会員 両方会員	ファミリー・サポート・センターのしくみについて
1月28日㈪ 午前9時30分～11時30分	提供会員 両方会員	保育のあり方 あそび方について
1月29日㈫ 午前9時30分～正午	提供会員 両方会員	緊急時の対応と処置、事故予防と子どもの病気について
1月30日㈬ 午前9時30分～11時30分	提供会員 両方会員	子どもの発達と心理／子どもの虐待について

分析！ 国民健康保険

国保の医療費ってどれぐらいかかってる？

泉大津で一番多かった病気は？

医療費・件数から見た疾病状況

本市の国保加入者はどのような病気が多いか、平成23年5月診療分を医療費と件数で見ると、特に循環器系の疾病を中心とする生活習慣病が多くなっています（表1）。

生活習慣病を改善しましょう

高血圧や糖尿病、がんなどの生活習慣病は、毎日の悪い生活習慣が積み重なって発症するものです。健康づくりのため、まずは毎日の生活習慣を見直しましょう。

▽食生活を見直しましょう

毎日の食事は健康と密接に結びついています。栄養のバランスのとれた正しい食生活を心がけ、次の点に注意しましょう。

①動物性脂肪は控えましょう
②肉中心から野菜中心の献立に変えましょう
③食塩は1日男性9g、女性7・58g未満に抑えましょう
④カルシウムを十分にとりましょう
⑤お酒やたばこ、間食は控えましょう

▽適度な運動を心がけましょう

日常生活の中に積極的に運動を取り入れましょう。忙しい毎日の中で、運動時間をつくり出すのが難しい人には、いつでもどこでもできるウォーキングがおすすめです。今までよりも1日1000歩（高齢者は1300歩）多く歩くことを目標に、積極的にウォーキングに取り組んでみましょう。

特定健診の受診率など

生活習慣病の予防を目的とした特定健診について、23年度の受診率が確定しました。

23年度の対象者1万2768人中3860人が受診し、受診率は30・2％でした。

22年度は30・1％（対象者1万2695人中、3819人）でしたので、0・1％（41人）増加しました。

受診者を性別、年齢別で見ると、過去3年間と同様、男性より女性が多く受診しています。また、年齢が若いほど受診率が低くなっています。（図1）

特定健診の結果を見ると、こちらも過去3年間と同じような状況で、メタボおよびメタボ予備群に該当する人の割合は、27・5％（1060人）で、4人に1人が該当していることになります（図2）。

特定保健指導の利用率など

特定健診を受診し、その結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された人に対して行われた特定保健指導の利用率は、対象者448人中、58人が利用し、その利用率は12・9％でした。昨年度の利用率は10・7％（対象者438人中、47人）でしたので、2・2％（11人）増加しました。（図3）

23年度の特定保健指導を終了した人のうち、24年9月末までに今年度の特定健診を受診した31人の受診結果を見ると、体重が減少した人が21人（68％）で、増加した人は10人（32％）でした。

特定健診・特定保健指導の目標と実績

特定健診、特定保健指導の受診率、利用率の向上に向け、市国保では5年間の目標を設定しています。23年度の特定健診の目標は55％でしたが、実績は30・2％で、大きく目標を下回っています。

また、23年度の特定保健指導の目標は35％でしたが、実績は12・9％で、こちらも大きく目標を下回っています。

計画最終年度の24年度には、特定健診の受診率65％、特定保健指導の利用率45％を目指しています。

21年度から受診率、利用率の向上に向けた取り組みを行っていますが、これからも、もっと多くの人に受診、利用していただけるような受診方法や内容を検討していきます。

今後の特定健診実施予定

24年度の特定健診は3月31日まで受診できます。

▽対象者 泉大津市国民健康保険に加入している人のうち、40～74歳の人（75歳誕生日の前日～昭和48年3月31日生まれ）

▽個別健診（市内指定医療機関）

受診時の持物 ①特定健康診査受診券・質問票（紛失した人は再発行します）②泉大津市国民健康保険被保険者証（保険証）③健診料（1000円）

▽集団健診 2月に、好評のホテル健診を追加実施します。ぜひ受診ください。

特定保健指導のご利用を

20年度からの特定保健指導の実績を見ると、メタボ改善効果が表れています。特定保健指導の案内通知が届いた人は、ぜひ、無料で利用できる特定保健指導にお申し込みください。

問合 保険年金課（市役所1階5番窓口）

■ 表1 医療費順に見た疾病状況

疾病の種類	医療費
①循環器系の疾患（心臓病・脳卒中など）	8,792万1,200円
②新生物（がんなど）	5,266万7,910円
③精神および行動の障がい（統合失調症など）	4,328万6,050円
④筋骨格系及び結合組織の疾患（関節症・神経痛など）	3,067万6,750円
⑤内分泌、栄養及び代謝疾患（糖尿病・甲状腺疾病など）	3,064万6,590円
⑥消化器系の疾患（胃および十二指腸の疾病など）	3,026万6,430円
⑦腎尿路生殖器系の疾患（腎臓の疾患・膀胱炎など）	3,019万8,600円
⑧呼吸器系の疾患（ぜんそく・風邪など）	2,681万5,960円
⑨損傷、中毒及びその他の外因の影響（骨折など）	1,858万6,200円
⑩眼及び付属器の疾患（白内障、結膜炎など）	1,779万3,570円
⑪その他	4,928万1,640円
計	4億1,814万900円

■ 表1 件数順に見た疾病状況

疾病の種類	件数
①循環器系の疾患	3,092件
②内分泌、栄養及び代謝疾患	1,802件
③呼吸器系の疾患	1,782件
④筋骨格系及び結合組織の疾患	1,539件
⑤眼及び付属器の疾患	1,341件
⑥消化器系の疾患	991件
⑦皮膚及び皮下組織の疾患	826件
⑧精神及び行動の障がい	742件
⑨新生物	576件
⑩腎尿路生殖器系の疾患	554件
⑪その他	2,052件
計	1万5,297件

■図1 特定健診 年齢別受診者数

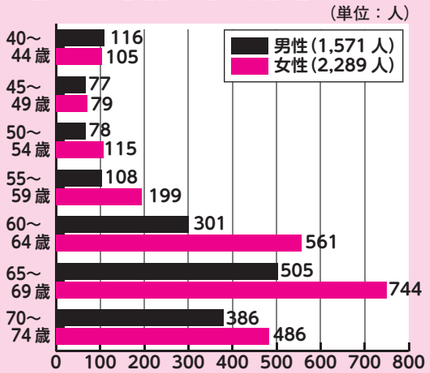

■図2 特定健診受診者のメタボ該当者の割合

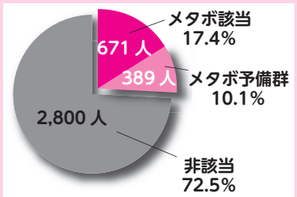

■図3 特定保健指導の利用者の割合

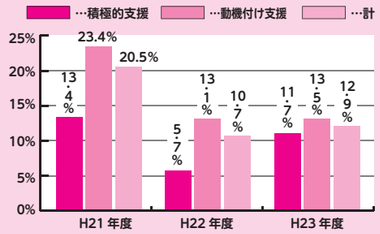

■ H23年度 国民健康保険一人あたりの年間医療費

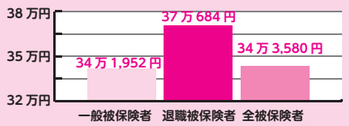

平成24年分 確定申告のお知らせ

ネットでも申告できます

1．平成24年分 確定申告会場のお知らせ

泉大津税務署では、南海本線泉大津駅東側のテクスピア大阪1階に、確定申告会場を開設します。

当会場では、所得税（譲渡所得を含む）、個人事業者の消費税、贈与税の申告書等の作成および受付を行います。

開設期間 2月4日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時（会場の都合により、午後4時ごろまでにお越しください）

注意

▷上記の開設期間中、泉大津税務署庁舎内では、「作成済みの申告書等の受付」、「納税」、「納税証明書の発行」および「用紙の交付」のみを行います。

▷当会場は、土・日曜日、祝日は開設していません。ただし、2月24日と3月3日の日曜日に限り開設します。

▷会場では税金の納付はできません。

2．公的年金などを受給している人の申告手続き

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。詳しい計算方法などについては、最寄りの税務署にお尋ねください。

①公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下

②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税の還付を受ける人は、確定申告書の提出が必要です。

3．還付金の受け取り

還付金の受け取りは口座振り込みをご利用ください。

注意

▷申告者ご本人名義の口座に限り振込可能

本人名義の口座であっても、名義に店名などの名称（屋号）が含まれている場合など、振り込みできないことがあります。

▷ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記載

平成21年1月から開始された、他の金融機関との間で使用する振込用の「店名（店番）」「口座番号」は記載しないでください。また、通帳などの再発行番号（記号と番号の間に表示される「－2」などの枝番）は記載しないでください。

※インターネット専用銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振り込みはできませんので、振り込みの可否については、取引先のインターネット銀行にお問い合わせください。

4．確定申告書等作成コーナー（国税庁ＨＰ）のご利用を

税務署では、納税者が確定申告書などをご自身で作成していただく「自書申告」および自宅などからの「ＩＴを利用した申告」を推進しています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、税額などが自動計算で確定申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

問合 泉大津税務署（☎33・5601）

国民健康保険からのお知らせです。

◎国民健康保険の加入・脱退

退職や就職などで、社会保険の資格がなくなったり資格取得をしたときは、14日以内に保険年金課に届け出が必要です。加入の届け出が遅れた場合でも、最高2年（社会保険の喪失日まで）さかのぼって加入し保険料を支払うことになります。

また、社会保険に加入したにもかかわらず国民健康保険を加入のままにしておくと、引き続き保険料を請求されますので、ご注意ください。

◎退職者医療制度の届け出はお済みですか

会社を退職して、年金（厚生年金など）を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けます。

対象となる人

①国民健康保険に加入している65歳未満の人

②厚生年金や各種共済組合の年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

届け出に必要なもの　年金証書・保険証・印鑑

なお、年金の受給資格が発生した日から、退職者医療制度が適用されます。年金証書を受け取ったら14日以内に届け出をしてください。

◎交通事故にあったとき（国民健康保険で治療を受ける場合は、必ず届け出を！）

交通事故など、第三者からの行為による医療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、加害者がすぐに損害賠償をしてくれない場合などに、被害者の負担を軽くするため、国民健康保険証を使って治療を受けることができます。その場合の医療費は、国民健康保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求することになります。

交通事故でけがをした場合など、第三者からの行為によるけがや病気について、国民健康保険証を使って治療を受ける場合は、保険年金課へ届け出をし、「第三者行為による傷病届」を提出する義務がありますのでご注意ください。

届け出に必要なもの　保険証・印鑑・交通事故証明書

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険証を使って治療を受けられなくなる場合がありますので、示談の前に必ず届け出をしてください。

◎国民健康保険料年間納付済額通知書を送付します

国民健康保険に加入し、平成24年中に保険料の納付があった全世帯に、当該期間に納付していただいた国民健康保険料の総額を記載した納付済額通知書を、1月末ごろに送付する予定です。

所得税の確定申告や、市・府民税の申告をする場合にご利用ください。

◎必ず所得の申告を

国民健康保険料は、年度ごとに世帯単位で算出する医療分・支援分・介護分の所得割額、均等割額（加入者数により計算）、平等割額（一世帯あたりの金額）の合計額です。

この所得割額は、前年中の総所得金額から計算しますので、必ず所得の申告をしてください。

所得の申告が遅れた人や年度途中で所得の変更をした人は、その所得の判明した時点で再度保険料をさかのぼって計算することになり、年度途中で保険料が上がる場合がありますのでご注意ください。

◎保険料を滞納すると…

特別な事情がなく保険料を滞納すると次のような措置をとります。

①短期被保険者証（3か月更新）の交付

②資格証明書の交付

被保険者であることを証明するだけのものなので、医療費はいったん全額自己負担になります。

③保険給付の差し止め

保険給付の全額または一部が差し止められます。なお、納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

◎滞納処分

滞納状況が改善されない場合は、財産調査のうえ差し押さえなどの滞納処分を行います。

ただし、失業や災害など、やむを得ない事情により保険料の納付が困難になった場合は、ご相談ください。

問合　保険年金課（市役所1階5番窓口）

平成25年度

市・府民税の主な改正点をお知らせします。

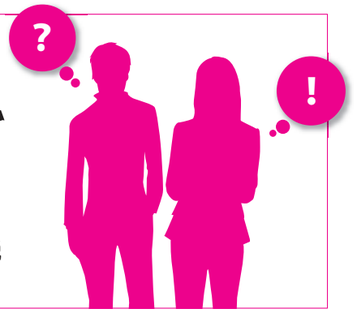

生命保険料控除、退職所得などが、次のとおり変更になりました。詳しくは税務課までお問い合わせください。

□生命保険料控除の見直し

平成22年度の税制改正により、平成25年度の市・府民税における生命保険料控除が左表のとおり見直しされました。

□退職所得に係る税制改正

退職所得に係る10％税額控除が廃止されます

退職所得に係る市・府民税については、本来退職所得に係る市・府民税の所得割から税額の10％を控除する仕組みとなっていましたが、この10％税額控除が廃止されました。

勤続年数5年以下の法人役員などの退職所得について2分の1課税が廃止されます

勤続年数が5年以下の法人役員などが支払いを受ける「役員退職手当等」に対する退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した金額に対して2分の1課税とする措置が廃止されました。（平成25年1月1日以降に支払われる退職所得から適用）

□上場株式などの配当などに係る10％軽減税率の適用期限が来年12月31日までに延長

上場株式などの配当などに係る10％軽減税率の適用期限が2年延長され、平成25年12月31日までとなりました。

したがって、平成24年中に支払いを受ける上場株式などの配当所得や譲渡所得にかかる税率については、平成23年中と同様に10％（住民税3％・所得税7％）となります。

問合　税務課（市役所1階7番窓口）

1．平成24年1月1日以降に締結した保険契約など

①**介護医療保険料控除の創設**…控除額（上限）2万8,000円
②**一般生命保険料控除の縮減**
…控除額（上限）3万5,000円→2万8,000円
③**個人年金保険料控除の縮減**
…控除額（上限）3万5,000円→2万8,000円
※①+②+③　の合計額の上限は7万円

（表1）

年間の支払保険料など	生命保険料控除額
1万2,000円以下	支払保険料の金額
1万2,000円超～3万2,000円以下	支払保険料の金額×2分の1+6,000円
3万2,000円超～5万6,000円以下	支払保険料の金額×4分の1+1万4,000円
5万6,000円超	2万8,000円（上限）

2．平成23年12月31日以前に締結した保険契約など

①**一般生命保険料控除**…控除額（上限）3万5,000円
②**個人年金保険料控除**…控除額（上限）3万5,000円
※①+②の合計額の上限は7万円

（表2）

年間の支払保険料など	生命保険料控除額
1万5,000円以下	支払保険料の金額
1万5,000円超～4万円以下	支払保険料の金額×2分の1+7,500円
4万円超～7万円以下	支払保険料の金額×4分の1+1万7,500円
7万円超	3万5,000円

※平成23年12月31日以前に締結した保険契約については、従前の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額と変更はありません。

3．上記1と2双方の保険契約などの係る控除がある場合の控除額の計算方法

一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次のアおよびイの金額の合計（上限2万8,000円）になります。
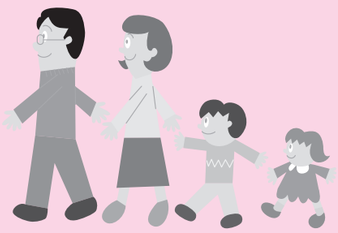
ア）1．の支払保険料は、上記の表1により計算した金額
イ）2．の支払保険料は、上記の表2により計算した金額
※「介護医療保険料控除」「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の合計額の上限は7万円